随意契約の結果の公表

4月契約分(追加分)

				随息关刊の和未の公衣		健康福祉部	
契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
農業等との連携による自立支援モデル事業 業務委託契約	H28.4.1	松江市長 松浦 正敬 松江市末次町86番地	3,640,000	第167条の2第1項第2号	表小在宝庇理	本事業は、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、松江市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県内で最も多いことから、設置者の松江市に本事業を委託することが適当であるため。	
農業等との連携による自立支援モデル事業 業務委託契約		益田市長 山本 浩章 益田市常盤町1番1号	3,399,000	第167条の2第1項第2号	表小在宝庇理	本事業は、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、益田市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県西部で最も多いことから、設置者の益田市に本事業を委託することが適当であるため。	

1

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
平成28年度食品衛生法に基づ く収去検査業務	H28.4.1	(公財)島根県環境保健公社 松江市古志原町1丁目4-6	10,295,100	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をかバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に実施する収去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
平成28年度食肉中の残留動 物用医薬品検査業務	H28.4.26	(株)エフイーエーシー 出雲市湖陵町板津1	2,203,200	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記会社は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っており、同法第26条第3項による国の命令検査等多くの実績がある。 左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から10数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。県内には収去検査業務の委託先であるもう1つの登録検査機関が存在するが、危機管理の上で複数の登録検査機関になる。県内には収去検査業務の要があることに加え、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、これまで発注を行わなかった県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	